

都市問題パンフレット

№ 15

東京市政調査會

東京市政調査會
理事

池

田

宏

大東京に於ける時の問題

大都市問題と市町村の統合

隣接町村合併問題文獻

東京市政論・ビーアド博士	二五〇	三	「都市問題」最近號中の關係記事 (詳しくは本會に照會願ひます)
帝都の制度に關する調査資料	五〇〇	六	
東京都制に關する諸案	六〇	四	都市郊外地の統制に關する基本的政策 (池田 宏) 二卷 五號
第二回全	三〇〇	四	郊外地統制に關する論策(近本多井下) 二卷 五號
國都市問	二五〇	二	都市の接近町村編入問題(吉山眞植) 二卷 三號
題會議關	一五〇	二	東京市及其郊外町村の相關實情に對する考察 (吉山眞植) 二卷 六號
係文獻	三〇〇	二	東京市隣接町合併問題に就て(前田多門) 三卷 一號
大都市制度論・池田大三郎	三〇	三	

東京市政調査會發行

大東京に於ける時の問題

大都市問題と市町村の統合

池田 宏

- 一 はしがき——二 大都市問題の本質と其の根本對策——三 併合政策の目標と其の中心問題——區域の問題——區の問題——三部制の問題、附、課税と公債の問題——四 大都市社會に於ける自治行政體統合の妥當性——行政上の觀點より——財政上の觀點より——五 焦眉の急を告ぐる東京

一 はしがき

由來市町村の併合に付ては、市は、郊外からの呼掛けを待つを定石とすといはれてゐる。東京が此の定石を打つたのか、どうかは知らぬが、兎に角我國に於ける大都市社會の自治機構の規模に於て、最も消極退嬰的であつたといはれてゐる我が東京市にも、近時東京市會には田代博士を始めとして、市町村の併合に極めて積極的な委員諸君の在るあり、隣接町村側にも夙に東京市に編入せられむことの意味を公式に表示せる町もあつた程で、關係町村長、町村會議長始め有志議員諸君の間にも、漸く眞摯に併合の必要を痛感して調査研究を進めらるゝの風洽くして、東京府會に

も、東京市側と、隣接町村側との契機として活動するの諸賢あり、大勢著しく併合の氣運を醸成しつつある。
世上東京市側の併合案として傳へられてゐる處に依れば、其の第一案は、東京市に直接隣接する十九町の外三町村を併合し、面積約一五萬五千方呎、人口約三、五〇萬人、第二案は、第一案の外更に七町村を併せて面積約一九萬平方呎、人口約三、九〇萬人、第三案は、第二案に更に六町村を併せて面積二二萬平方呎、人口約四、〇二萬人、第四案は、所謂東京都市計畫區域に屬する八十四ヶ町村を併合して面積約五七萬平方呎、人口約五〇〇萬に垂んとする市町村の複合體を統合するものであるが、孰れにしても、東京をして名實共に他都市の追隨を許さざる大規模の單體都

* 我國に於ける市の境域擴張の趨勢に付ては「日本都市年鑑」一二二頁以下參照。

市たらしめんとするものである。

此の問題に對しては、最近「都市問題」で前田理事の、事理を悉して大勢を順導せらるゝあり、余輩又何を言ふべきやである。又今尙市の側よりも、町村の側よりも、將又府の側よりも、責任ある公案の發表を聞かざる以上、諸案の内容に直接觸れて要なき指議を試むるが如きは、終に徒勞に非ざるよりは、待望すべき美事の圓滿なる進行を、動もすれば阻害するの虞なしともしない。乍然、事は極めて重大である。事態を誤つてはならぬ。又謂ふまでもなく時機を逸してはならぬ。既に東京市會の意思も明確となりたる以上は、之に對する關係町村會側の態度も公式に決定せられ、東京府としても、決定を急ぐことゝならうが、由來此の種の自治生活の利害休戚に關する根本問題は之に關する合理的にして健全なる公論の纏ふ所を一にして高調せらるゝあり、進で權限ある機關の審議を要請支持するあるに於てのみ、之を易々と實現する事が出来るのである。此の意味に於て今回有識者の間に併合目的達成の爲めにする期成同盟が、極めて自然に誕生した事は、時宜に適したりとして期待する次第である。

關係議會に議席を有する諸君と關係市町村の吏員諸君が、會の要素たるに徴すれば、一定の公案を妥協し得るにも便宜あり且つ又此の目的に向て協力せんとする運動も、自から強烈なるべき筋合であらうから、此の會の活動としては自然に此の方面に走り

易いであらうが、私としては公案の策進に就ては、須く之を權限ある機關の協議に譲るべきで、此の會としては寧ろ全力を傾注して、關係市町村民の間に於ける共同自覺を促し、其の前提としての併合運動につき、當局者を鞭撻激勵すると共に、心なき人々の啓蒙に盡されむことを希望せざるを得ないのである。敢て此の小稿を起草したのも、余は假令、此の期成同盟會の事業には直接参加することなしと雖も、衷心其の目的たる事業の達成を熱求するが故に、間接に、聊かにて此の運動に獻芹する所ありたいと庶幾へるが爲めに外ならないのである。依て先づ市町村併合問題の大目標として嚮導すべき處を、大都市社會の實體と、之に關して期待せらるべき根本解決案に對して一應の考察を加へて當路の公案審議上の參考に資し、次で併合政策上の中心問題に及びたる後、東京に於ける實情に即し、併合の一刻も猶豫すべからざる所以を略敘して世論に訴へたいのである。

二 大都市問題の本質と 其の根本對策

抑ゝ現に、東京市が、其の周圍部に異常なる發展を遂げつゝある町村と共に、社會上、經濟上有機的に一體の活動を營みつゝあるが如き社會現象は、此の世紀

に於ける世界的事象だゞされてゐる。大都市といへば、普通に、單體であつて、大倫敦の如き巨大なる複合組織は、寧ろ例外と思はれてゐた時代は、既に過去の事となつた。近時は程度に於て強弱の差こそあれ、都市といふ都市は孰れの國に在りても、市町村の複合體であるが如くに思惟される様になつた。廣袤、人口共に舊市の何百倍からもある大倫敦の例は、今尙唯一の例外とすべきもブルユツセル、若はボストン程の事例は、伯林に於て曾て経験したるのみならず、現に、既に我國にも、東京に於て、眼前に展開するに至つた事は、人の熟知する通りである。

然るに、斯の如き傾向は、無論東京のみの特有現象ではない。正さに現代に於ける大都市社會の通有性も稱すべきものである。今日の大都市社會は孰れの國に在りても、曩日の單體都市とは、其の規模機構を一にせずして、一都市を中心として、其の周圍に之を社會を共同にして經濟機構を營んでゐる幾多の市町村の複合組織たる點に於て前代未聞の特色を有つてゐる。

曾ては、自治體相互の間に、河川、湖沼、海峽、若

は山峽等の介在するあらば、此の自然の障壁は永く關係市町村を區域に依て分立せしめて、各々獨自の存在を保全せしめ得るものであつたが、今は技術殊に建築土木兩方面に於ける進歩、交通運輸界に於ける革命は、相俟ちて所謂衛星都市として、中心城市の周圍に、遠く之より隔絶して獨立してゐる地方をさへ、全然中心城市の勢力下に置いて、此等をして其の獨立存在より中心城市に依立せしむるに至つた。而して其の苟も大都市社會を構成するものを見るべき程の地域内に於ける市町村の間には、特に社會問題、經濟問題に於て共通するものあり、其の公需する處は、管に關係市町村の孰れに對しても殆んど同種同質なるを常とするのみならず、其の自治政策とする處は、共同の利害に於て策講せらるべき事を要求するが故に、自ら此等都市問題の共通性を通じて、關係市町村民の間に著しく利害の共同を一般に認識すること強烈なるを加へしむるに至つたものである。

然るに、かゝる都市社會が、孰れの國でも、都市構成の常型たるに至るであらう事は、自治法制定の當時

には、誰も的確に豫想し得る處でなかつた。從て孰れの國の自治法も、一般に市町村の廢置分合若は其の組合制を認めたるの外には、市町村以外に府縣郡の如き包括的な自治の機構を認めて、之にも組合制の運用を認めた位が關の山であつた。此の外には、特に必要に應じて設定せられた一定の共同事務のみの處理の爲めにする責任行政廳及其の組織權限を、一般地方自治に關する機構の體制と並びて認むるか、市と郡との共同制若は特別なる行政權に限り區域外を統制するの權能を市に對して認める様になつたものがあるだけである。我國に於ける都市計畫法制の運用亦其の一例と見る事が出来る。

孰れの國でも、此等成法の運用で、出来るだけの事は、して來たものであるが、今は從來の如き膏藥張りの姑息手段では、公需をして現實の切實なる要求に契合せしめ得ざる事となつた。そこで、レヂヨン制の如き新しき提案を導くに至つたものである。我國に於て獨特の沿革を有する特別市制問題が、其の形相を變じて、大都市制問題として取扱はれる様になつたのも、

此の種の新しき試みを見る事が出来る。其の組織編制の規模に至りては、議論もあらう。併かし之は大都市社會に關する自治機構の組織を根本的に整備するものとして、本旨だけは、さうしても國法上に於て速に是認すべきであつて、假令其の案は、現時の法制を著しく變革せむするものであるにしても、所謂大都市社會の本體を捉へて、克く之を地方自治の體制に依り善導せんとするには、避くべからざるものと謂はねばならぬ。即大都市制問題は、之を實施するにせば、府縣及市町村の二治を根本組織とする現代の地方自治制度に對して假令如何なる影響を及ぼさうとも、深く前後に備へて、一日も早く國策として確立しなければならぬ。

乍併此の新しき根本法制を得るには、さうしても、國法に俟たねばならぬ。國政中樞機關の發動に依頼し、地方官治と府縣自治の協力に藉るの外、關係市町村としては、如何に藻揆しても、仕方がない。是は獨り我國だけの事ではない。さこの國でも同様である。されば、大都市社會の問題を、根本的に解決するには、國策として大都市制度問題ある事を忘れては

ならない。唯所謂大都市制問題が、早急に適正なる解決を見ざる以上、此の問題の解決に依りて達成せんとする事項が、關係市町村に與へられたる自治の權義に依りて庶幾し得る限りは、之を自主的に解決する外なき迄で、夫れが偶々東京に在りては、及時の急務として且つ極めて望ましい必至の事となつてゐるのみである。市町村の併合政策なるものは、即是である。

三 併合政策の目標と其の中心問題

一般に、市町村の併合政策なるものに就ては、我國の從來の實績に徴して論議すべき點は、澤山にあるが、就中二三の事例を除くの外は、餘りに斷片的であり、一時的であり、姑息であつて、永遠に活くべき都市共同社會の完全なる認識を餘りに缺いてゐた事を指摘せざるを得ない。

いふまでもなく、市町村併合の政策は、都市社會に於ける一體の自治組織をして一定の統制の下に、完全なる自治機能を営み得べからしむるを以て目標としな

ければならぬ。夫れには、第一に統合せらるべき市町村は新市として、單一なる自治組織としての機能を得、全地域に擴充して其の自治權を普遍充實し得べからしむるの結構しなければならぬ。第二に此自治權の統合は、其の併合せられたる全地域内に、大都市社會としての力強き共同意識が、全市民に依りて痛感せられて其の自治共同の精神が強調せらるゝ處、其の協力克く新市の自治業績に表現傾注せられて、域内を通じて普遍的に公共役務の水準を向上せしめて全局の共通利害を防護伸張し得べからしめ得るに共に、又以て全都市社會の構成部分ともいふべき部分社會に於ける固有の特性を無益に犠牲にすることなくして、部分社會の健全なる良心を開拓して、全局の共通利害を併せて地部分社會の利害をも、進め得しむるに足るものたらしめなければならぬ。

元來市町村の併合政策に於て特に慎重なる考慮に俟つべき事は少くないが、少くともいつでも中心と爲る問題は、新市に統合せらるべき區域に關する問題で、新市に併合せられたる町村の自治權廢絶に伴ふ區制の

地域代表制の外に利益代表制を併用せる組織としては英國の The Port of London Authority の類を舉ぐべし。

2 獨國 Zweck-verband, 佛の Syndicat 亦此の一種と見るべし。

1 國政に成る組織としては巴里及倫敦の警視廳若は Boston の Metropolitan District Committee を舉ぐべく、關係地方自治行政廳の共同組織としては、英國の倫敦に於ける Metropolitan Water Board, 米國の Ontario 州に於ける Essex Border Counties Commission の類を舉ぐべく、關係市町村民の直接選挙に依る組織としては、米國の Sanitary District of Chicago 若は加州に於ける County District の類を舉ぐべく、

組織に關する問題である。我國では、之に附帶して三部經濟制を採る府縣に於ける新市の成立に伴ふ府縣治の問題等がある。

第一 區域の問題

與へられたる都市の共同社會區域を目すべき境界線を決するものは、東京の如き平野に展開せるものに在りては、極めて至難の業である。假令新荒川の放水路の如き地理上屈曲なる牆壁があるにしても、之に拘泥して分割するを許さざる迄に緊密の相互關係を結成せる實況に至りては尙更である。東京市側の内意として大小四種の案がありせられてゐるのも、畢竟此の間の消息を傳ふるものであらう。

惟ふに、一定の地區が、或る都市の郊外にして且つ其の都市社會の一部を構成する部分社會なりと認め得らるべきや否やに就ては、結局(一)其の中心都市特に都心よりの距離、(二)其の地區に於ける人口密度、(三)其の地區に於ける現住人口の中心都市内に於て職業に従事するに依りて、中心都市に朝夕通勤する者の割合、(四)其の地區に於ける商工業の中心都市又は

其の幹旋に依る機能に依りて支配せられてゐる度合等の外形條件に依つて決定するの外はない。

第一の距離の問題に關しては、いふまでもなく、往復所要時間に依つて決定するのが望ましいが、米國では、紐育及其の郊外のレゾナルプランとして、紐育に在る市廳を中心として五十哩以内の在る地區を含むものとしてゐる例迄あるが、一般には或都市のメトロポリタン・エリアを定むる標準としては、中心都市の境界より十哩以内に含まるゝ地區にして其の人口密度一平方哩百五十人を超ゆるものとして、其の十哩圏線の内外に跨る地區あるときは、其の線内に含まるゝ部分の面積人口共に過半であるならば、其の地區の全部を、都市圏内に包容せしむる事としてゐるが、此等は、參稽に値するであらう。但し孰れの都市も、其の境界線其ものがどこでも都心より等距離に在りてはいへないのみならず其の郊外への發展傾向亦極めて不規則であつて、必ずしも孰れの方向に對しても均等なるを原則とするとはいへないから、實際に當りては、他の條件特に第二第三の如きものに依て適當なる斟酌を

加へざる可らざるはいふ迄もない。第二の人口密度標準にしても、或る地區が都市としての社會上、經濟上並形態上の特質を有するや否やを決定する要素ではあるが、是に餘りに嚴格に適用するならば、忽にして健全なる都市の將來を過たしむるであらうから深く戒めなければならぬ。或る地區は、假令人口稀薄なりと雖も、社會的及經濟的に見て中心都市の緊密なる一部たる事もあれば、或は都市の背後地域との間の連鎖作用を營むものもある。併かも、大都市としては、建て込められた既成市街地の間に、將來の發展に備ふる爲めにも、連續せる市街地の單調を破る爲めにも、是非共廣潤なる人口稀薄地を包擁せしむるの必要がある。

距離問題や、人口問題よりも大事な問題は、社會上及經濟上の要因であつて、與へられたる地區の住民が、主として中心都市に於ける職業に従事し、日々必ずしも仕事の爲めとはいはず、或は慰樂若は教養の目的の爲めに、中心都市に往復する處なるときは、其の地區は、必ず併合せらるべきの運命に在るものと謂はねばならぬ。此の點に於ては東京市が、最近都心地に

於ける晝間人口の調査を遂げつゝあつた事は、非常に有力なる參考資料を供するであらう。

又或る地區の工業が、中心都市に於て支配せられ、特に其の使用人の多くが、中心都市に居住するが如き場合ある事をも考慮に入れなければならぬ。

第二 區の問題

大都市社會殊に人口百萬級の都市に於ける行政組織の問題に對しては、夫れのみで卷を成すの研究に俟たねばならぬ。之を悉くすは此の小稿の能くする處でないが、東京市としては、既に現在の組織に於て或る程度の自治體としての區を、市の自治統制下に認めてゐる。此の點は、我國に於ける市政上の特例である。假令其の自治は極めて制限的であつて、重要ならざるにしても、尙且つ現在の區政をして、市の中央自治權に、區に於ける地方的自治心の興起振作に關する微妙なる作用との間の契機として、勵かしめてゐる事實が、存在する事を閑却することは出来ない。此の働きを助長して如何なる中央統制の下に、如何に自治の業績を擧げしむべきかの問題は、所謂大都市制度の一重

³ 帝都中心地域晝間人口調査(東京市統計課)、其の要約に付ては東京市統計年表別掲一五二頁以下。

⁴ 都市問題第一卷第四號及第六號所載坂間茂氏の「大都市の二重制度に關する考察」は好箇の文献なり、就て參稽せらるべし。尙拙著都市經濟論中區制に關する問題及本會發行「帝都の制度に關する調査資料」五四一頁以下參照。

點として、慎重に考慮する必要がある。例へば、之を巴里の如くにするか、即現在の大阪京都等の如き單なる行政區とするか、或は、之を倫敦のバローの如き完全なる自治體として、市を聯合體として域内に於ける都市町村的共通事務の處理に就てのみ任せしむるの仕組とするか、或は伯林の如くに、舊來の市町村を完全に廢して、新市を置き、市の統制下に、適宜區を置いて、其の區限りの自治に任せしむるか、或は紐育の如くに、伯林と同じく舊來の自治に因はれざる新市を作り、其の下に區役所を置くに雖も、區の自治を認むる事なくして唯區民の公選に成る區長をして、全市民の輿望に依て選舉せらるゝ市長收入役及長老會議の議長と共に組織せしむる市政に關する中樞機關の構成要素たらしむると共に區内に於ける市政の重要な執行機關たらしむるの途を執るべきか、或は又最近フランクフルト・アム・マイン⁵又は萊因地方の市町村併合の場合に見るが如くに、新附の區に對しては其の固有なる自治を認むべきかは、制度上の根本問題として、其の利害得失を檢覈して、將來を過たぬ様に篤く備へなければならぬのは云ふまでもない。されども併合は何も之を徹底的に片付けて仕舞はなければならぬ必要はない。要は此等の事をも、考慮の中に置いて、最近の情勢が、若干地方の自治尊重に傾きつゝある傾向の、理由なしとせざる事丈けを諒解すれば、公案に依る區域次第で、差當り、新附の區域に對しては、例へば、從來の郡の區劃に従て、數町村を併せて區をなし、之を現在の區政と同じ規模を爲すが如くに、適宜從來の歴史沿革及地理的條件の同似性を求めて交通關係は素より社會上の關係等にも相當の考慮を用ひて、善處するに於ては、蓋し大過なきを得るであらう。公案にして萬が一にも、併合に段階的時期を劃して、第一期としては、例へば東は、荒川放水路を限りとするが如き場ありせば、新附の區域は便宜現在の區に編入すといふ様な事もあらう。夫れ等は或は、新市と舊市との間の自治融合を促進する上に於て相當の効果を期待することゝ出来るこもいへやう。

第三 三部經濟の問題

⁵ 第二回全國都市問題會議參考資料乙編一七五頁以下參照。
⁶ 前掲帝都の制度に關する調査資料三二五頁以下參照。

市町村の併合が成就せらるゝに依りて成立したる新市を府縣と對等の地位に高めしむべきや否やは、所謂大都市制の確立に依つて始めて期待せらるべきである。乍併此の根本問題に觸れざる迄も市の境域が變更する以上、三部經濟制の存廢問題若は其の市郡の負擔割合の改訂問題を喚起すであらう事は、疑ひない。孰れの併合案に依るにせよ、大體に於て市部の擴張は、郡部經濟を壓すべきであらうから、在來の三部經濟を維持する事は出来なくなるであらう。乍併市町村の統合を斷行するは、其の目標とする所前述の如くに、都市社會内に於ける市町村の對立關係を整理して大局一途の自治に出でしめ、此の區域内に於ける行政を地方自治の主義に即して適實公正ならしむるに在つて、府に於ける市郡の經濟關係を左右せんとするに非らず。從て市部の擴張に依り、或は現在の府費に屬する郡部經濟の營造物又は事業にして、市部經濟の所屬に移り若は新市に引繼ぐを相當とするものもあるかも知れぬ。斯かる場合には、勿論であるが、然らざる迄も、市域の擴張に依る市郡經濟の影響は之を少くも

現状を變更せざる程度に改訂するの必要があらう。又從來に於ける大規模の市町村併合に徴しても、恰も質量共に東京の場合に比すべき、大阪、横濱及京都の實例としては、同時に三部經濟制の撤廢を斷行してゐる事の如きは、採つて以て參稽すべきであらう。此の微妙なる問題に關しては、相當に具體論を必要とすべきも、公案の決定如何に依つて自ら異なるべきに依り大體論としては此の位に止めて須らく併合の本旨を貫徹するに努むるの外、枝葉の問題に彷徨して躊躇すべきに非ざる事を一言するに止めたい。因みに併合町村の課税に關して一言する必要がある。新編入地域には、(一)當分市の施設の普及して、舊市と同じ程度に、市の施設に依る利益を享受し得ざるべきが故に市と同等に課税すべきではないし、(二)此等の地域に投資せらるべき市費は、市税と同等に課税するの必要を認むる程大きくはあるまい。(三)若し市と同等に課税するにすれば、恰も新編入地域をして市の經濟を補助せしむるに異ならず、其の結果は遂に(四)編入地域をして市税負擔に堪へざらしむるこ

ふ見地から、併合の場合には、新編入地域の課税は、市よりも低率ならしめなければならぬといふ論がある。俗耳には、一應尤もらしく聞ゆる事で、又それは曾てはこの國でも或る程度行はれたものであつた。殊に東京郊外の負擔率は、後に述ぶるが如くであるのに顧みるべきは、相當に斟酌を要する重要問題と謂はなければならぬ。

乍併合町村の地域には、併合に依り直に、市の施設が高度に普遍洽及せぬ事はあるにしても併合後幾もなくして其の市の施設又は事業の功益を享受するに至る事極めて顯著なるは大都市社會の併合史が幾多の實例を提供してゐる。合併に依て著しく面目を刷新するものも期待されてゐることは、警察、消防、上水、下水、舗装、病院、衛生、學校、公園等の施設を首めとして幾多の事項に互つてゐる。無論地域に依りては、他の地域よりも、市の事業又は施設の利益を受くる上に於て厚薄緩急の差の認むべきものある事もあらうが、必ずや距離の遠近に拘らず、何程かの功益に與かるべきはいふまでもない。特に近時は、交通運輸方面

ミ技術界に於ける劃時的革命の跡極めて顯著なるが故に、曩日異り、市の事業及施設の郊外地方に容易に利用し得らるべきに至る事は、何人も拒み得ない。此等の事情からして、一般に、課税上の取扱を新市ミ舊市ミの間に異にするが如き事は、之を是認し得ないのであつて、新に市域に編入された地域には、市の施設に依る功益を十分に享受し得らるべきが故に、此等の地域に於ける經費は、市税ミ同率で課税せしむるを至當とするに足らずミ論斷するのは誤りであらう。此の種の論は、此等の地域に於ける市の改良費及施設の費用は、其の配給する地域の廣濶にして、施設及事業の執行及維持の爲めに、勢ひ餘計の費用を要するが故に、其の施設の擔當する課税物體は比較的少額なるに拘はらず、之に要する費用は、舊市に於けるものよりも、比較的高率なるを原則とすることを無視するものである。

又市税の課率は、市の執行經營する改良工事及施設の量に依てのみ決定せらるべきものではない、市内に於ける人口の稠密度ミ、課税物體の豊富なるに依りて

影響せらるゝもの多きことを、見通してはならぬ。

前者が市税の課率を高むるの傾きありミするならば、後者は、之を下向ミする作用があるのであつて、此の理を解するならば、編入町村に於ては市よりも課率を低からしむべしミ要求するの失當なるを知るに足るであらう。斯かる論は、畢竟するに、新編入地域に於ける市費の事業及施設は量に於て比較的少かるべしといふことを前提として、かゝる地方に於ける此等の費用は舊市内の部分ミ異り課税物體の價値の割合には、餘計にかゝるものなることを忘れてゐる譏を免れまい。

要するに中央市の施設し經營する所は、何事に寄らず、編入せられた町村地方を利するもので、實例は著々として編入町村民の幸福ミ利益ミは併合に依りて増進せしめられてゐることを語つてゐるのであつて、論者のいふが如き新編入地方民をして、市税の負擔に堪へざらしめてゐるが如き事實はない。

借金、をさう始末するかの問題も、可なり議論の焦點にならう。大體論としては、東京市の借金は之に依りて施設し得たるものは、獨り舊市のみを利したもので

はない。其の投資に依りて出來た營造物中には、學校、廳舍、下水道、公園等主として舊市部の利益の爲めに供せられてゐるミ看做さるゝものの外、電氣事業及軌道事業又は水道事業の類は素より街路運河港灣等の施設に至りては、既に過去に在りても郊外の克く今日あるを致したる所以なりミ見る事も出来る。此等は、過去に在ては、反射利益に過ぎざりしものではあるが、偶々以て併合せられた町村の權利義務は、包括的に市の權利義務ミ共に併合町村を含む新市に繼承されるものミする單純併合を是認せしむる事ミならう。無論新市部ミ舊市部ミの間に特別の取極めをして、各々の債務を、別々に負擔して、其の債務を各別に履行する爲めに課率に甲乙を附する等の經過措置を講じ得ないではない。地方に依ては、さうする事が衡平の觀念に適合するミせられた事もある。乍併大局から見て、かゝる差別の存在を認める事は結局する處新市の部分ミ舊市の部分ミを動もすれば對立關係に置かしむるもので、新市統合の單一なる自治一途の理念に遠からしむるのではあるまいか。

* 大阪市の例に就ては第二回全國都市問題議會研究報告所載關博士「大阪市域の擴張と新市域に施行したる諸般の施設」、同參考資料甲部都市郊外地域制參考資料中「市部に編入せられたる元町村理事者側の新市政觀」參照。

四 大都市社會に於ける自治行政體統合の妥當性

第一 主として行政上の觀點より

今日の大都市社會は、必ずしも地理的條件を同じくする市町村の間にのみ構成せられるものではない。時には水系を異にする地域より成ることもあれば、假令同一水系に屬する場合に於ても、地理的條件を著しく異にする部分もあり得る。此の事は自ら或大都市社會の部分社會たる市町村に於て緊切なりとする事項も、他の部分に於ては左迄でないといふ問題もあらしむるは素より、時には或施設に對して感ずる利害の立場を全然異にするといふ場合もないではない。河川、運河の新設又は附替を爲し、汚物及下水の處分工場を設け、若は傳染病院、結核療養所、墓地、火葬場、屠場等の施設をする場合若は或種の工場類の設置を許可するが如き場合に、其の位置の撰定如何に依り、激烈なる地方的反對に遭ふ事珍らしきざるが如きは其の一例である。此等の事は、無論單一都市の場合にも、有

り得る問題である。併し此の場合には假令最後に收用法上の補償問題を殘すことあり得ることも、事苟も全共同社會の爲めにする妥當の緊切案件なりと認め得べき限りは、公論は、部分社會の自己利益を主張するに與みする事なくして、結局は、執行せられるに至らしむるものである。然るに此の事たる、市町村の複合體の場合に在つては、其の互に獨立の存在を主張して下らざるものがあるが爲めに、然かく敏活に處理する事は、往々にして至難の業とせられてゐる。此の苦き經驗は、行政上幾多の支障を醸さしむるのみならず、又以て斯の種の施設をして、徒らに遷延せしむるか、或は餘儀なく設計を變更して一時を彌縫せしめざるを得ざらしむるもので、夫れ等が、惹て都市社會全局の利害を犠牲にする事は、随分既に苦い經驗をさせられてゐる。

其の他一般に之を謂ふならば、都市社會の全局の利害を護る爲めに、此の社會を構成する孰れの市町村にも共通する事項なりとして、孰れの部分社會に在つても、適當に施設經營せられる事が全都市社會の爲めに

望ましきのみならず、緊切にして缺く可らずと思惟せられる問題は、何れの都市社會にも澤山にある。上水、電氣及瓦斯の供給、下水の排除、汚物及塵芥の處理、街路の修築維持、交通運輸の施設、公園、運動場、若は學校、圖書館又は病院その他社會事業施設の類より、警察、消防、衛生又は都市計畫方面等の行政施設に至りては、され一つとして夫れならざるはない。然るに、府縣こそは、此等の共通施設に對して備へられてゐるといふ説もあるかも知れぬが、是逆主として府縣の全局に對して其の責に任すべきが本體で、本來或都市社會の全局のみに付き、専心其の責めに任すべき妥當の行政組織として固有なるものは謂へない。自治權の行使に境界ある以上は、市として、町村としても、任意に又は強制されて組合の制度を設置するに非らざるよりは、都市社會全局の利害に關する公共事務を措辦する譯には行かぬ。都市社會の全局の利害に付きて専心其の責に任すべき妥當の行政組織を缺如する事、此の同一都市社會の安榮が其の區域内に於ける市町村の間に、其の自治の責任を完うする能はざる

ものあるに依りて脅威せられてゐる事は、見通してはならない。部分社會たる或市町村が一體としての都市社會に負ふ所の自治責任を果す能はざるが如き現狀に在る事は、或は其の地が、地理上又は經濟上自ら不利の條件に支配せられてゐる爲めである事あれば、或は又其の人口の構成若は産業の分布等の約束に制せられて自ら其の公經濟力の豊かならざる爲めである事もある。又或は公共事務の處理に任ずる公廳の構成に任ずる人々の手腕力量足らざるが故に起る場合もあらうし、或は又關係住民の間に識見と自治自覺を欠くに因る事もあらう。又或は公私企業の經營能力に乏しきの致す處なる場合もあらう。其の原因は孰れに在るにしても、都市社會としての責に任ずる妥當の行政組織なき事は、自然都市社會内に、自治の責任を盡し得ざるの地區あらしめ、獨り其の地區の發達に妨げあるは勿論、惹ては直に他の地區の發展をも阻害して、結局する所宛かも、有機體の或部分が毀損せらるゝ時は、其の全體の機能をも阻害する結果を與ふること同じく、全都市社會の安危に迄關せしむるに至らしめる。

例へば或地區に上水の供給なく下水の施設なしとするならば、人口は、此の方面には流入する事無きに至るであらう。井戸や下水溜の許されてゐる事は、人口極めて稀薄なる純農村的の地區に在りては免かれ難き處であり、又格別有害ではないが、人口既に相當稠密なる市街地を成すに至りては獨り其の地方の發達を阻害するのみならず、其の附近地區の衛生狀態をも脅威する。若し又警察組織の充備せざるに乘じて犯罪の横行を見るが如き地區ありせば如何。又其の都市計畫に依據する建築物行政不全にして、地域制の保障弱く、各種建築物の構造設備亦保安上危險であり、衛生上有害なるの虞多しとせば、如何。又或地區の衛生上の取締が不十分であつて保健上危險の虞あるものありとすれば、如何。此等地區あることは、獨り其の部分社會の發達を沮むのみならず、結局全都市社會の安寧保健をも脅威する種子たることは、多く言ふを須るぬ。又街路にしても或地區に於て狹隘を極めて他の幹線との聯絡宜しきに適せず、其の路面亦全く舊式の型で、今日の公需に應ぜずとするならば、此等の地區を貫通す

る全都市地域内の交通が著しく其の機能を阻害されて、全局の利害を減殺するであらう事は、勿論の事で、凡そ全都市社會に於ける一地區の自治共同の事業が擧げらざる事は、同時に必ずや他の地區の公共利益をも阻害するに至るものである。其の代りに、若し此地域内を通じて、孰れの地區にも、自治共同の業績大に擧げて凡ての施策に改善の跡著しきを得るならば、夫れが直に全區域の利益と爲る事はいふまでもない。之を克くするのは、併合で、凡そ都市社會に於ける自治體統合の妥當性は、此の效果に着眼して一般に是認せられてゐるのであつて、是實に併合政策が焦眉の急務だとして絶叫される所以である。

斯の如き效果的の都市社會全局の利害に關する共通公共事務としては、通常上水電氣瓦斯等の配給、住宅の供給、下水道の築設、都市計畫に依據する交通運輸の統制、及建築物の取締、並公園及運動場類の施設等を擧げるが、全都市社會の公需に應すべき共通の問題は、必ずしも此等の數項に盡きるものではない。警察組織にしても、水火防禦の施設にしても、我國では自

治の領域外の様に思はれてはゐるが、全都市社會を通じて、其の各部の組織と施設とが完きを得るに依りてのみ、其の職能を果して遺憾なきを得るのである。犯罪の檢舉捜査の如き機能が、全地域を一單位とする警察組織を構成して完全なる網を張る事に依つて其の成績を擧げ得べきものなる事は、いふまでもない。又若し全地域を管轄區域とする統一消防組織なしとすれば如何。公設消防組織を整備し得ざる地區に在りては、必要あるに際しては、唯隣接團體の消防力に依頼するの外はないであらう。無論義勇消防も、特設消防も

依りて一定の場所に集められて、夫れが小賣又は一般需要家に配給せられる組織と爲つて來てゐる。其の集散中心地を始めとして搾乳業者又は農家の畜舎に就き、一々屬地主義の行政で、検査する事もよいが、全地域を統轄する權限ある公廳の手に依りて検査をする方が有効であり且つ又經濟でもあらう。一旦傳染病の發生したるが如き場合に於て、或地區の豫防救治が適正を缺くが爲めに遂に大事と爲るが如き事は、必ずしも想像上の事ではない。

第二 主として財政上の觀點より

は大火災の際には、先きを争つて救援に赴くであらうが、此等の消防組織の全體を司令統御して、各々有效なる部署に就かしめて、能く其の協力を圖らしむるの共同機關に依りて統制せられるのでなければ、折角の救援も其の全能力を發揮せしめ得ざるに違ひない。警察消防の事のみならず、例へば牛乳検査の如き公共衛生上の事項にしても、包括的な一定の統制に依りて處理せられてみ其の効率を完うし得べきは、勿論である。牛乳は今搾乳業者又は農家より鐵道なり自動車に

凡そ全都市地域を通じて其の税源と爲るべき事物は決して均等に配分されてゐない事は、最注意しなければならぬ。或地區には、其の都市社會内に於ける商業活動の本據たる處である爲めに、商工業上の資産を蔵し、又富者の住居する爲めに税源に富むでゐる處もあれば、或は人口も少ければ、土地も未だ十分に開發せられず、商工業共に著しからず、産の無き者多くして、其の税源に乏しき處もある。斯くて或地區では、既に公共事業としてすべき事は、概ね仕盡して改

良施設の剩すものなきに反して、或地區に在つては、殆んど何事も手に着かずして併かも、人口増加の爲めに學校の設備に逐はれて二部教授や、三部教授までもして間に合せる云ふ所も出來て来る。一都市社會の區域内に於て擔稅能力を異にするものあつて各々地域に依つて自治するときは、同一自治體内に在りて負擔能力を異にするもの、對立する場合の、彼此調整し易きに反して、國又は府縣より教育其の他特定の目的に向つて補給せられざる限りは、自治體は互に其の立場を主張するが故に其の間に調節するの途なきに定まつてゐる。されば稅源に富むも、其の公需の小なる地方も、稅源に乏しきに拘らず、公需の大なる地方との間には、其財政上の難易同日の論に非らず、前者の稅負擔低率にして公共の需要を充足し得べきに拘はらず、後者の負擔高きに失して尙且つ其の公需に應ずるの施設を爲し能はざるに至りては、誰れか之をしも、自然の運命なりとして放任する事を許し得やう。苟も前述の通りに、全共同社會を構成する部分社會たる市町村の有機相互關係の緊密にして、其の自治職能を

克くする否とは、全社會の存立榮枯に關係するもの深甚なる所以に想到するときは、全共同社會の利害は、正さに公共財政上有利の地位に在り、其の公共施設を成すに易きの部分社會としては、貧弱にして、施設に事缺く部分社會の安寧福祉に關心せざるを得ざらしむるのである。

五 焦眉の急を告ぐる東京

最近併合の氣運頼みに擡頭し來れる東京の市町村間に於ける相關依立の關係に就ての客觀的研究に關しては「都市問題」に於て吉山君の周到克明に指摘せる論文あり。何等加ふるの事は無いが、一二、併合を斷行してのみ救済すべくして、又都市社會としての健全なる自治業績を挙げ得べしと思はるゝ點のみを摘出して關係市民の關心に訴へて此の稿の結びとしたい。

東京都市計畫區域内に於ける人口は、五百萬に垂んみするに至り、市内に約六倍するの地域に、市内の一倍增に近き人口を包容するに至りし雖も、東京府管内に於ける工場職工數の分布を見るに、東京市内四割

二分に對し同市の隣接五郡が、五割二分を占めたる事や、市内に於ける職工數最多の區を求むるに本所の一七、〇八九人、芝の一三、三四六八人即ち夫々其の區人口數の一割三分弱なるに對し、職工數南千住及吾嬬の兩町に在りては、既に人口の一割内外を算し、龜戸町及隅田町亦夫々人口の八分一又は六分一は職工數なるが如き果して何を語るであらうか。又之を東京府稅の市郡負擔割合に見るに、市部五割二分九五、郡部四割七分〇五なるも、此の負擔に分任する爲め、地租附加稅に於ては、市郡共に制限額迄賦課せるに反して營業稅附加稅に在りては、本稅一圓に付市部の三十七錢に對し、郡部四十一錢を賦課し、所得稅附加稅に在りては、同じく市部の十錢六厘に對し、郡部二十四錢を賦課し、家屋稅に在りては、賃貸價格一圓に付市部五厘に對し、郡部一錢八厘を賦課し、雜種稅の各稅率亦概ね郡部に高きが如き、又各種租稅の百分率を震災直前に於ける大正十一年度の事實と昭和三年度の事實とを對照するに

	大正十一年度	同現住一人當	昭和三年度	同現住一人當
直接國稅	三、一〇	三、三	三、三	三、三
府稅	二、七五	四、六	二、〇一	三、八
市稅	一、七五	二、三	一、三	八、五
町村稅	六、六	五、七	一、〇	五、九
水利組合費	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇

の如き孰れも郡部に負擔の高きを加へつゝある傾向を示してゐる。併かも、試みに昭和五年度の豫算につき此等郡部に屬する所謂東京都市計畫區域内に在る八十四箇町村の町村稅に對する現住一人當負擔額を見るに左表の如くであつて、多少の例外はあるが、大體都心より遠かるに従つて、町村稅一人當りは減少する傾向を見得べきも、同一圈内に在ては著しき懸隔がある。併かも見通す事の出來ない事は、此等の町村中には、父兄保護者會等種々の名義の下に公費の負擔を兒童の父兄に轉嫁せしめつゝある以上に、随分多額の授業料を、尋常小學校に於てすら徴收しつゝあるといふ事ミ衛生費警備費中にも町内會等の仕事にしてゐる爲めに夫等が名義上の稅負擔を低率ならしめてゐる事であ

*「都市問題」本年六月號。

7 東京府統計書(昭和五年七月)一六頁。

8 統計書前掲三〇頁。

9 東京市統計年表(第二十七回)第十五編に依り國勢調査人口(昭和五年十月)に對照計算せり。

つて、例へば北豊島郡に於ては、年額約十五萬圓、荏原郡に於ては同十二萬圓に近き授業料収入を擧げてゐる事をも考慮の中に入れなければならぬ。

第一園内に在る町村

瀧谷 (七、七六)	大崎 (七、四二)
巢鴨 (六、九一)	品川 (六、四二)
龜戸 (五、五〇)	淀橋 (五、四八)
戸塚 (五、二三)	寺島 (五、二二)
高田 (五、〇九)	千駄ヶ谷 (四、八七)
大久保 (四、八五)	砂町 (四、七二)
西巢鴨 (四、五三)	大島 (四、四六)
瀧野川 (四、三五)	吾嬬 (四、三三)
日暮里 (四、二六)	南千住 (四、一〇)

此の園内町村の平均五三・一

第二園内に在る町村

千住 (六、一五)	隅田 (五、七二)
目黒 (五、五一)	代々幡 (五、三一)
奥戸 (五、二三)	王子 (五、一〇)
板橋及小松川 (五、〇〇)	大井 (四、七九)
長崎 (四、五三)	中野 (四、三四)

落合 (四、二二)	三河島 (四、一一)
尾久 (三、九五)	荏原 (三、七五)

第三園内に在る町村

伊興 (八、五五)	淵江 (七、〇四)
新宿 (六、九〇)	上練馬 (六、八四)
篠崎 (六、八一)	東調布 (六、七七)
瑞江 (六、六四)	入新井 (六、四六)
石神井 (六、三四)	龜青 (六、三〇)
舎人 (六、二六)	東淵江 (六、一八)
水元 (六、〇三)	井荻 (五、七六)
玉川及千歳 (五、七二)	花畑及中新井 (五、六三)
高井戸 (五、五一)	池上 (五、四二)
六郷 (五、四一)	江北 (五、四〇)
駒澤 (五、三七)	葛西 (五、三六)
赤塚及大泉 (五、三五)	矢口 (五、三四)
松江 (五、二四)	松澤 (五、一八)
梅島 (四、九四)	馬込 (四、八五)
金町 (四、八四)	砧 (四、七四)
和田堀 (四、七一)	蒲田 (四、六七)
小岩 (四、六五)	綾瀬 (四、六三)

鹿本 (四、四三)	碑谷 (四、三七)
南綾瀬 (四、三六)	上板橋 (四、三五)
岩淵 (四、三三)	練馬 (四、二五)
羽田 (四、一〇)	世田ヶ谷 (四、〇六)
大森 (三、九七)	志村 (三、八七)
杉並 (三、八三)	西新井 (三、四八)
野方 (三、一三)	

此の園内町村の平均四・八〇

之には、無論各町村に於ける施設内容の甲乙に依て影響せられる事多き理ではあるが、試に此等の町村の下水道と社會事業の類に於ける經常費を見るに、

(一)下水道の爲年々一〇萬圓以上を支出しつゝあるものは、大崎(一六、一〇三圓)大久保(一七、九四二圓)巢鴨(三七一、〇九三圓)以上第一園内、王子(一八四、一六〇圓)千住(二〇八、二四七圓)以上第二園内にあるのみ。又域内の人口構成は、著しく此の地域を通じて、各種の社會政策的施設の敢行を必要とするに拘はらず、東京府としても僅に社會事業協會の如きものゝ活動に任かせて居る計りで、町村としても、(二)社會事業費に於て同五萬以上を支出しつゝあるは、皆無にして、第一園内に在りては瀧谷と雖も、二四、八三三圓にして西巢鴨(二二、九一五圓)、

龜戸(七、三九八圓)、大崎(七、二二七圓)以下日暮里(五、〇八六圓)、吾嬬(二、六六二圓)、南千住(二、五五六圓)の類にして大島町に至りては僅に二八〇圓、寺島に至りては一六〇圓、砂に至りては一〇〇圓を計上するに過ぎず。第二園内に在りては、目黒の一〇、八三九圓、千住の八、四八五圓、荏原の六、七一五圓、小松川の六、三〇七圓を最多とし、三河島尾久は、五〇〇圓、王子三二〇圓、板橋一五〇圓、隅田一〇〇圓、に過ぎず、奥戸の如く一文も計上せざるものすらあり。又第三園内は世田ヶ谷八、八九八圓、大森(五、〇一六〇圓)、矢口(四、〇二二圓)を最多とし、蒲田と雖も僅に二〇〇圓を計上するに過ぎず。其の他一〇〇圓未満の町村多く、全然計上せざるものも少からず。

又此等の町村中、一般人口の死亡率最も高きものゝしは、

野方(現住人口一、〇〇〇人當三五、八、板橋(同三三、三)、千歳(同二九、七)、舎人(同二七、四)、和田堀及伊興(共に同二六、八)、瑞江(同二五、五)小松川(同二五、四)、高井戸(同二四、八)、篠崎(同二四、六)、三河島及大久保(同二四、〇)、江北(同二三、八)、花畑(同二三、七)、砂及大島(同二三、〇)、綾瀬(同二三、九)、新宿(同二三、六)、羽田及目黒(同二三、三)、淵江(同二三、二)、東淵江(同二二、六)、上板橋(同二二、五)赤塚(同二二、二)、

10 東京府統計前掲八一頁。

11 東京市統計年表前掲。

寺島(同二、一、〇)、南綾瀬(同二、〇、八、千佳及鹿本(同二、〇、五)、西栗鴨及尾久(同二、〇、四)、吾娑間田及代々幡(同二、〇、二)、松江(同二、〇、一)

等を擧げる事が出来る。然るに其の衛生保健の爲めに投じつゝある町村費を見るに年額經常費一〇萬圓以上を豫算せるは、

西栗鴨(一〇五、七五五圓)あるのみ、其の他は三河島(三三、八七一)、千佳(二二、七二二)寺島(二〇、六六九)吾娑(一八、二七二)、板橋(一七、三九五)、代々幡(一五、二二三)目黒(一五、〇〇四)、大島(一三、八五四)を最多して、其の他は、いふに足らず。此等年額一萬圓以上を計上する町村に在りても、其の現住人口と對照して見ると、何人も驚かざるを得ない事は、一人當僅に九〇錢強の負擔を公共衛生費の爲に投じつゝあるもの獨り西栗鴨町あるのみにして、其の他は三河島、寺島、板橋の四〇錢内外を投じつゝあるの外、千佳、大島に至つては、三〇錢強、代々幡目黒吾娑の二〇錢強といふが如き事實である。

公共衛生に對する町村費が、如何に死亡率に反映しつゝあるかを見るに、何人も驚き且つ恐れざるを得ないのである。

凡そ此等の事例は、一々之を實證するならば、限り

ない事であるし、又夫れは既に此の併合問題が公議の斷を剩するものある迄に進捗せる以上、特に贅するの必要もあるまい。

要は此の時此の機を逸するこゝなく府會及關係市町村會の内外に於て歩調を一にして併合問題の解決に邁往敢進して永い間、大都市制度問題の審議の爲めに理由なくて遅らしめられたる此の切實なる案件を完全に解決して、帝都の復興成りたる此の機に、内容外觀共に儀容儼として中外瞻仰の府たる大帝都の基礎を鞏固にし、都政を統合せらるべき關係市町村の自治協力に依つて、物心兩界に於ける公需克く充實して都民の幸福を、無疆に垂れしむるに至らしめられむこゝを切に希望するのみである。

終りに此の問題は、東京市長の力に俟つこゝ勿論であるが、主として東京府知事の幹旋に依らざるを得ない事であるから、私は特に此の問題の爲めに大阪、京都、横濱の大併合等の場合と於て體驗したるが如くに、特に此の問題の爲めに府縣の當局が、進出せられむこゝを熱望して歇まないものである。



¹² 東京市前掲統計年表に依り前掲國勢調査人口と對照計算せり。

雜誌「都市問題」は創刊以來、卷を改めるこゝ十三度、號を追ふこゝ七十餘回に及びました、その間取扱つた九百餘篇の論説

記事は、毎に市政及都市問題に關する公論の先驅をなし、又屢々當路者研究者の計畫所論に對して指針たるの役を果して來ました。而して今や都市問題に關する唯一の科學的研究雜誌として斯界にその重厚なる存在を認めらるゝに至りました。然し吾人はこれを以て満足してゐるものではありません。今後一層編輯に意を用ひて常に清新且つ充實したものとらしめ、「物質的精神的設備の完成に依り社會缺陷の矯正」を期する

「都市問題」購讀申込カード (昭和 年 月 日)

東京市政調査會御中

雜誌「都市問題」昭和 年 月號より 年 月號迄

上記の通り購讀可致に付發行の都度送本相成度

御住所	
貴名	

定期購讀者には定額の割引(郵税及特許料代價を含んで1年5.5圓、半年3圓——一冊は50錢送料2錢)本會の非賣刊行物受贈その他の特典があります。購讀者の御拂込については御申込後に本會から御通知いたします。

備の完成に依り社會缺陷の矯正」を期する積りであります。然し乍ら、社會改良の事業は一機關若くは數人の力で以て達成出来るものではありません。多數人の無窮の協力によつて始めて期待出来るのであります。さうぞ本誌の微意の存する所を諒せられその讀者として御後援御贊助を賜りたく切望いたします。

東京市麴町區日比谷公園

市政會館內

東京市政調査會

行

郵便はかき

現代の都市は文明の總勘定場であると共に、人口の堆積場である。而して餘りに急激なる時勢の變化は、都市設備未だ整はざるに、都市に人口を集中せしめた。茲に於て都市は農民の共同墓地となり、罪惡不倫の策源地となり、同時に貧民の巢窟となつた。かくして「都市問題」は起らざるを得ない。

如何なる社會も、如何なる國家も、その中樞が腐蝕されて、なほ健全なるものはあり得ない。この意味に於て「都市問題」は社會問題中の社會問題であり、國家問題中の國家問題である。特に商工化の過程にあるわが國に於ては、都市問題の社會意識なほ判明ならざるに拘らず、その社會危険は、他の文明諸國に比して更に急激に増進しつゝある。これ「都市問題」の研究が特に我國に於て必要なる所以である。
(故後藤伯の「都市問題」發刊の辭より)



定價五圓
書留送料廿七錢
內容見本郵呈
調査會宛申込事

東京・日比谷公園
振替 東京 71609

東京市政調査會

世界の好評

〔汐見博士〕 市政調査會の如き偉大な研究機關にして初めて出来る仕事。
〔報知新聞〕 最初の都市年鑑として編纂者の勞を多しせざるを得ない。
〔時事新報〕 從來出づべくして出でなかつた唯一の綜合的都市年鑑。
〔中外商業〕 その價值を論ずる迄もない位讀者に本年鑑を信頼せしめる。
〔東京朝日〕 我國都市の發達と動向を知るにこの上なく便利な書だ。

評に應へて改訂第三版を送る……編纂並發行

公益企業業

本邦公益企業業に關する法律命令・行政事實
 要件一之網羅す。全五十篇・五百六十六件
 要根本法改正案・附屬法規及協約等苟

東京市政調査會編纂

本書の内容大別

第一篇	水道事業
第二篇	瓦斯事業
第三篇	電氣事業
第四篇	軌道事業
第五篇	自動車運輸・自動車及無軌道電車事業
第六篇	地方鐵道事業
第七篇	運河事業

企業業者・行政當局者座右の法典
 豫約特價五圓・特價期間八月迄

法規類集

例判決・例公・私の使用供給規程及協約・重
 くも斯業の制度及運用に關する法規類
 一千百餘頁に亘る一大法規全集！

詳細内容見本郵呈

第八篇	索道事業
第九篇	港灣事業
第十篇	水上運輸事業
第十一篇	下水道事業
第十二篇	市場事業
第十三篇	屠場事業
第十四篇	庶民金融・住宅關係法令・契約
第十五篇	關係法令・契約

全六部號活字組・菊判加除式クロース製本
 (定價一圓七角)・書留送料三十六錢

乞豫約申込

東京市日比谷公園
 振替口座東京七一六〇九
 東京市政調査會

都市問題パンフレット

(N011-4) 東京市政調査會發行
は絶版(送料各冊二錢)

N05 法學博士 關 一 [再版] P. 38
市營事業の本質 10 Sen

N06 醫學博士 藤原九十郎 [再版] P. 37
都市の塵芥處分問題 20 Sen

N07 法學博士 關 一 P. 26
下水道事業の經濟 10 Sen

N08 東京市政調査會 P. 46
市會に關する制度改善諸案 20 Sen

N09 醫學博士 藤原九十郎 P. 72
都市の尿尿處分問題 20 Sen

N011 谷 川 昇 P. 33
瓦斯事業市營買收論 10 Sen

N012 池田 宏 次田大三郎 P. 51
大都市制度論 20 Sen

N013 池田 宏 P. 34
公益企業の概念と其諸問題 10 Sen

N014 池田 宏 P. 52
自治制發布記念日設定論 20 Sen

昭和六年七月十五日印刷
昭和六年七月十八日發行

「大都市問題と市町村の統合」
定價十錢

編輯者

財團 東京市政調査會

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地
北村恒次

發行所

財團 東京市政調査會
東京市日比谷公園市政會館
電話銀座二〇・二二三・四六六
振替口座東京七一六〇九番

圖書目錄郵呈

刷印所刷印屋中



OAZ

274